

『三ノ一』

六月十九日

行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

第一出す
... 國員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十日

行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十一日
行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十二日
行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十三日
行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十四日
行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

六月二十五日
行高藤下木出はたし中名持存の下上急なる團員之勢柄の一にて各工場留帯

別記

我等が労働争議を完了して実ト二十数日に及びます 我等は今回の問題に対

しては会社が不況の名を藉りて請負労働者下賃金低下等々依り資本家の自己満足

に反対して立ち上ったものであります 今回の争議は生活低下其他の元気が大洪水

のためにはけり余の別産物として八九割の崩落を会社は公表せられぬ 其の理由

は一部不良職工の不牙不満の端を藉り遂に不当なる嘆願を提し罷業を執行する

等々の行動は全く従業員の本介を意れ好んで事を起すものと認められたるが

と云つて就業規則六回条と乱用して八九割を衝動に放出したのであります 八九

割の内には病気で二月も三月も欠勤して居る人もあります 何人たる不法な就業

規則の乱用はありませんが 会社の今回の事件に對して不法なる態度は求め

今回の労働争議を助成したものであります 我等自身も亦る沖電氣の資本家の製

作に對し然ることは將來の沖電氣の発展の要因となること、信じます 我等が一

度会社下向つて然るを宣言した以上勝利なくして再び工場に入れません

惨状して再び工場に入るならばより以上の酷使と採取により以上の生活苦に悩ま

なければなりません 勝利を待つて我等が工場に入るなら實現より以上の生活

の保証を得られぬ事を信じます 同様に亦る株主の今回の事件に對しての半数同

の経過に對するの了解を叙つてお力添へを賜わらんことを希望致すであります